

平成 28 年 3 月 7 日

国際学生宿舎入居（予定）者 各位

国際学生宿舎主事  
沼上 幹

### 火災保険加入の義務化について

平成 28 年度より，国際学生宿舎入居者に対して，火災保険加入を義務化します。平成 28 年度以降に入居される方は下記を参考に，必ず火災保険に加入をし，証明書類を提出してください。火災保険への加入が確認できない場合は入居許可を取り消します。

### 記

保 険 料：指定なし（※年額 2,000 円程度のもがあります）  
保障内容：借家人賠償責任保障額が 1,200 万円以上であること  
共用部の火災に対しても保障されていること  
※例として，大学生協の火災共済があります。

■本件問い合わせ先  
一橋大学学生支援課学生生活係  
TEL：042-580-8141  
EMAIL：stu-ry.g@dm.hit-u.ac.jp

■火災共済問い合わせ先  
一橋大学生協本部  
TEL：042-572-7160